佐賀県告示第 169 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成29年2月28日から平成29年3月27日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1首収の括料	道路の区域			
道路の種類及び路線名	区間	変更前	幅員メー	延長メー
		後の別	トル	トル
県道	東松浦郡玄海町大字諸浦字浜	後	7.8~	408.0
加倉仮屋港	の田 355 番 3 地先から		6.5	
線	東松浦郡玄海町大字諸浦字浜			
	の田 264 番 26 地先まで			
	東松浦郡玄海町大字諸浦字浜	前	7.6~	409.5
	の田 355 番 3 地先から		6.0	
	東松浦郡玄海町大字諸浦字浜			
	の田 264 番 26 地先まで			